

広島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年二月二十日までの間、縦覧に供する。

令和五年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道熊野瀬戸線	福山市瀬戸町大字地頭分字大景一〇三五番一地从先から福山市瀬戸町大字地頭分字別所一〇五〇番一地从先まで	令和五年二月八日